

令和2年度 徳島県奨学生追加募集案内

令和2年5月
徳島県教育委員会

徳島県では勉学に意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な高等学校、専修学校高等課程、特別支援学校高等部及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）並びに高等専門学校に在学する生徒に奨学金を貸与しています。

令和2年度にこれらの高等学校等又は高等専門学校に在学する生徒を対象に、次のとおり奨学生の追加募集を行います。

1 募集期間

令和2年6月1日（月）から令和2年6月30日（火）まで

（ただし、募集期限は、各学校で異なりますので、在学する学校にお問い合わせください。）

2 奨学金の内容

(1) 貸与月額（選択制）

| 区 分 | | 国 公 立 | 私 立 |
|--|--------|---------|---------|
| 高等学校 専修学校高等課程 特別支援学校高等部 中等教育学校の後期課程 | 自宅通学 | 18,000円 | 30,000円 |
| | | 13,000円 | 20,000円 |
| | | 8,000円 | 10,000円 |
| | 自宅外通学 | 23,000円 | 35,000円 |
| | | 18,000円 | 25,000円 |
| | | 13,000円 | 15,000円 |
| 高等専門学校 | 第1～3学年 | 18,000円 | 35,000円 |
| | | 13,000円 | 25,000円 |
| | | 8,000円 | 15,000円 |
| | 第4～5学年 | 43,000円 | 51,000円 |
| | | 33,000円 | 40,000円 |
| | | 23,000円 | 30,000円 |

※ 貸与決定通知後、貸与月額の変更はできません。（区分変更等の場合を除く。）

(2) 貸与期間

令和2年4月から高等学校等又は高等専門学校の正規の修業年限が終了する月までです。

(3) 返 還

- ・奨学金は無利子の貸与です。貸与終了後は20年以内に返還してください。返還方法は、「月賦」、「半年賦」、「年賦」又は「一括」から選択できます。
- ・災害、盗難、疾病、負傷、失業、生活困窮、進学等により奨学金を返還することが困難な場合は、返還が猶予される場合があります。

3 出願及び採用基準

- (1) 同一生計の世帯員全員の平成30年の総所得が、次の所得基準額以下であること。ただし、家庭の事情により特別控除される場合がありますので、在学する学校の先生に相談してください。

【世帯の総所得の基準額】

| 世帯の人数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 所得の基準額 | 238万円 | 297万円 | 355万円 | 407万円 | 460万円 |

- (2) 貸与申請時に、連帯保証人及び保証人の設定が必要です。

保証人は、貸与申請時に所得証明書を提出していただきます。

- (3) その他、県が定める要件を満たしていることが必要です。

4 奨学金を希望する方へ

- (1) 県内高校に在学する方で奨学金を希望する方は、高等学校等に申し出てください。「募集の手引き」をお渡ししますので、内容をよく読んで必要な書類をそろえ、学校が指定する期日までに学校へ提出してください。（県外高校在学者については、直接県教委に御連絡ください。）
- (2) 申込者が多数の場合は、採用基準を満たしていても採用されないことがあります。
- (3) 提出書類については、採用、不採用にかかわらず返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

※ 緊急採用についても随時募集しています。

主たる家計支持者の失職、死亡等もしくは災害（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）や盗難等により家計が急変したために、修学が困難となり奨学金が必要となった場合に行う奨学生の採用です。

随時行っていますが、この場合、申請をする前に在学する高等学校等の奨学金担当者（県外の高校等に在学の場合は、徳島県教育委員会グローバル・文化教育課）に御相談ください。

1 内容

基本的には、在学申請と同じ書類を揃えるとともに、緊急に申請する事由を証明できる書面を添付して提出することになります。

2 奨学金貸与の開始時期

原則として、家計急変事由が発生した月の翌月からとします。

翌年度も奨学金の貸与を希望するときは、通常の継続届により手続きを行います。